

中津川市図書館機能検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 中津川市は、中心市街地拠点施設（以下「拠点施設」という。）計画の策定にあたって、必要となる図書館機能について検討するため、図書館機能検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、拠点施設計画策定にあたって、必要な機能に関する情報収集、検討、提言等を行う。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、必要に応じて外部からアドバイザー又はオブザーバーを加えることができる。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 中津川市区長会連合会が推薦する者
- (2) 地域図書館がある地域が推薦する者
- (3) 中津川市内の商工業団体が推薦する者
- (4) 中津川商店街連盟が推薦する者
- (5) 子育て・家庭教育の活動に資する活動を行う者
- (6) 図書館・読書推進に資する活動を行う者
- (7) 中津川市立図書館協議会を代表する者
- (8) 図書館司書の職にある者

3 アドバイザー及びオブザーバーは、識見を有する者の中から委員長が指名した者をもって充てる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は協議結果を市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから互選により選出し、副委員長は、委員長の指名する者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ部図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行する。